

山武市立山武望洋中学校 P T A 細則

第 1 章 組織規程

第 1 条（総会）

1. 書面（電磁的記録を含む）による総会の運営方法は次のとおりとする。

準備	会則に従い審議された総会議案に基づき、本部役員が総会資料を作成する
	総会の開催を会員に通知し、議案資料を開示する
	会員が意見や質問をするための期間と機会を設ける
	議決権行使の回収と集計を行う
書面表決	議長を出席会員から選出する
	議長が書記を指名する
	議長は、総会資料に従って進行し、議事の審議を行う
	議案資料を開示した結果を公表する（意見や質問、議決権行使の結果など）
	議決要件（議決権を持つ会員の過半数の同意）の確認をする
	書面表決の結果を会員に報告する
記録	記録は書記が行い、議長及び出席会員 2 名がこれに署名、捺印をする

2. 集会による総会の運営方法は次のとおりとする。

準備	会則に従い審議された総会議案に基づき、本部役員が総会資料を作成する
	総会の開催を会員に通知し、欠席の場合は委任状の提出を求める
進行	議長を出席会員から選出する
	議長が書記を指名する
	議長は、総会資料に従って進行し、議事の審議を行う
	会則に従い議決する
記録	記録は書記が行い、議長及び出席会員 2 名がこれに署名、捺印する

第 2 条（運営委員会）

1. 構成員が、やむを得ない事情で運営委員会を欠席するときは、事前に欠席の連絡を行い、必要に応じて委任状を提出する。
2. 専門委員会の委員長が欠席する場合は、各専門委員会内の委員から代理の者が出席するものとする。

3. 学年委員会の委員長が欠席する場合は、必要に応じて各学年の学年委員会の中から代理の者を出席させることができる。

第3条（本部役員会）

1. 本部役員会は、次の事項を協議決定、又は処理する。
 - （1）総会に付議すべき事項
 - （2）運営委員会に付議すべき事項
 - （3）生徒及び会員の慶弔に関する事項
 - （4）各委員会の連絡調整事項
 - （5）その他本会の運営に必要な事項

第4条（学年委員会）

1. 学年委員会は、保護者会員から選出された学年役員で構成し、各学年の学年役員の中から、正副委員長を選出する。
2. 活動内容は次のとおりとし、必要に応じて委員長が招集する。
 - （1）学年活動や専門委員会活動の調整
 - （2）学年全体の課題の改善
 - （3）運営委員会への報告と提言
3. 委員長の任務は、次のとおりとする。
 - （1）委員会を総括する。
 - （2）運営委員会構成員として本会の運営にあたる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し必要に応じて代理を務める。

第5条（専門委員会の構成）

1. 専門委員会として、総務委員会、広報委員会を置く。
2. 各専門委員会の委員は、本部役員の本部員、各学年の学年役員より選出し、正副委員長を選出する。
3. 委員長の任務は、次のとおりとする。
 - （1）委員会を総括し、委員会の活動計画と結果を運営委員会で報告する。
 - （2）運営委員会構成員として本会の運営にあたる。
 - （3）運営委員会の決定事項を委員会に報告し、その活動に反映させる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し必要に応じて代理を務める。

第6条（専門委員会の活動）

主に実施する活動は次のとおりとする。

1. 総務委員会
 - （1）学校と密接な連絡を取り生徒の校外における健全な指導を行う。
 - （2）会員の体力向上と融和を目的とした活動の補助を行う。
 - （3）学校及びPTA行事への協力を行う。

2. 広報委員会

- (1) 学校の教育活動、本会の運営や活動の理解を深めるための活動を行う。
- (2) P T A広報紙「結」の企画、取材、発行を行う。

第7条（特別委員会）

1. 特別委員会を設置した場合、会長は設置の経緯を、速やかに、会員に報告する。
2. 設置の目的に応じ、会長から委嘱された会員によって構成し、委員の中から委員長1名を選出する。
3. 運営委員会で承認された任務に基づき、活動を行う。
4. 委員長は、運営委員会に出席し、活動の結果を報告し、案件について提言を行う。
5. 特別委員会の活動は、原則として設置された年度内とする。その存続と解散については、任務完了後、又は年度末の運営委員会で決議を受ける。

第2章 役員選考

第8条（選出条件）

1. 本会役員、会計監査員、学年役員の選考と選出については、運営委員会で行う。
2. 役員候補者は、本人の承諾を得た後、決定する。
3. 本部役員、会計監査員、学年役員は、新年度の約半年前から選考活動を行う。
4. 選出対象者は、原則として、在籍生徒が1年生2年生の保護者会員と、次年度入学予定の児童をもつ小学校の保護者（以下、次年度保護者会員と称する。）とする。
5. 本部役員の候補者の選出については、保護者会員及び次年度保護者会員の中から9名以上を選出する。選出された者を本部員とし、本部員の中から話し合い等により、次の役員を選出する。
 - (1) 会長：1名
 - (2) 副会長：2名
 - (3) 庶務会計：1名また、上記の役職以外の本部員の中から、それぞれ所属する専門委員会の委員長候補者を選出する。
6. 顧問は、運営委員会が必要と判断した場合、保護者会員及び特別会員の中から、会長が推薦する。

第9条（選考活動）

運営委員会は、次に従い役員候補者の選考・選出活動を行う。

1. 選考については、保護者会員の中から自薦、他薦により候補者を募る。教職員会員の副会長、庶務会計の選出は学校からの報告を受ける。
2. 運営委員会は、選考のために必要な情報を広く発信、収集し、選考活動に反映させる。

3. 運営委員会構成員は、運営委員会で知り得た役員選考・選出に関わる内容を、運営委員会構成員以外の者に漏らしてはならない。
4. 運営委員会は、当該年度役員と次年度役員候補者が、円滑に引継ぎを行うことが出来るよう、機会を整え、引継ぎが実施できるよう努める。
5. 会計監査員の立候補者が定員を超えた場合
 - (1) 立候補者の中から会計監査員の候補者を定員数選出する。非候補者となる方には、その旨了承を得る。
 - (2) 非候補者から了承を得られた場合は、会計監査員の候補者を決定する。
 - (3) 非候補者から了承を得られなかった場合は、全ての立候補者の中から抽選を行い、会計監査員の候補者を決定する。
6. 役員立候補者が定員に満たない場合
 - (1) 再募集を行う。
 - (2) 再募集で会計監査員の立候補者が定員を超えた場合は、第5項に従い候補者を決定する。

第10条（専門委員会への所属）

1. 本部役員の本部員及び各学年の学年役員の中から、専門委員会の所属を決める。
2. 専門委員会の正副委員長は、必要に応じ、運営委員会で事前に選出することができる。

第3章 慶弔等に関する規定

第11条（慶弔）

1. 会員の慶弔に対する、弔慰金、見舞金は以下のとおりとする。

	項目	対象	金額
1	死亡弔慰金	会員・生徒	5,000 円
2	傷病による1ヶ月以上の入院の見舞金	生徒・教職員	5,000 円
3	火災による見舞金	会員	5,000 円

2. 慶弔に関し必要であると認められる場合は、運営委員会において協議の上、定めることができる。ただし、緊急を要する場合は会長がこれを行い、後日、運営委員会に報告するものとする。

第12条（転退出）

1. 転退出職員の餞別として、花束を贈呈する。

第13条（功労者表彰）

1. 会員以外の方が本校学校行事等に対して貢献された場合、功労者への表彰として感謝状を贈呈する。

2. 功労者の選出については、運営委員会において推薦され承認を得て決定するものとする。

第4章 附則

第14条（制改正）

1. 本細則は令和4年4月22日より実施する。
2. 令和6年3月15日 一部改正（第1条）
3. 令和6年12月20日 一部改正（第5条第1項、第6条、第8条第5項）
なお、本細則中の第5条第1項及び第6条、並びに第8条第5項の規定は、翌年度役員の選出時から適用する。